公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第４７号
さいたま市浦和区領家５丁目15番４号
債務者　大室　達昭
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高澤　史生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４７号
埼玉県蓮田市馬込５丁目336番地　グランデュール栗原Ａ―101号
債務者　番場　莉穂
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３１８号
福岡県宗像市広陵台５丁目１番地29
債務者　大垣内　誠
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　隆典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４７号
名古屋市北区辻町１丁目８番地　県営辻町住宅２街区３棟203号
債務者　辻　　清美
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷　彰宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３５号
京都市左京区八瀬近衛町478番地３　八瀬ナイン　302号
債務者　ストリクトリーバイブスこと　河村富士男
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
沖縄県那覇市字国場1168番地６　城間ハイツ201
債務者　上地　清良
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１８号
茨城県那珂市菅谷4719―３　キャッスル藤咲Ｂ棟102号、住民票上の住所茨城県日立市金沢町１丁目２番12―505号
債務者　稲田　欣也
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１６８号
名古屋市瑞穂区井戸田町１丁目10番地の１
債務者　金丸　俊一
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　美有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４０号
静岡県藤枝市岡部町内谷2199番地
債務者　榊原　良子（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町501番地１　メゾン三浦Ⅱ303号室、前住所宮崎県児湯郡川南町大字川南13908番地７
債務者　香川　雄二
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　康朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０号
福井県大野市塚原第10号43番地
債務者　本田　淑子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本晋太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2015番地２　霧島キャッスル203
債務者　下川　大輔
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　喜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
三重県志摩市阿児町立神2898番地
債務者　出口　　覚
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
三重県志摩市阿児町立神2898番地、前住所大阪府大阪市東淀川区下新庄４丁目21番Ｂ―909号
債務者　出口智津子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
三重県志摩市阿児町立神2898番地
債務者　出口　百子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
宮崎市本郷１丁目19番７―１号
債務者　肘井　光信
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
宮崎地方裁判所破産係